

4. トラブルとその対応事例

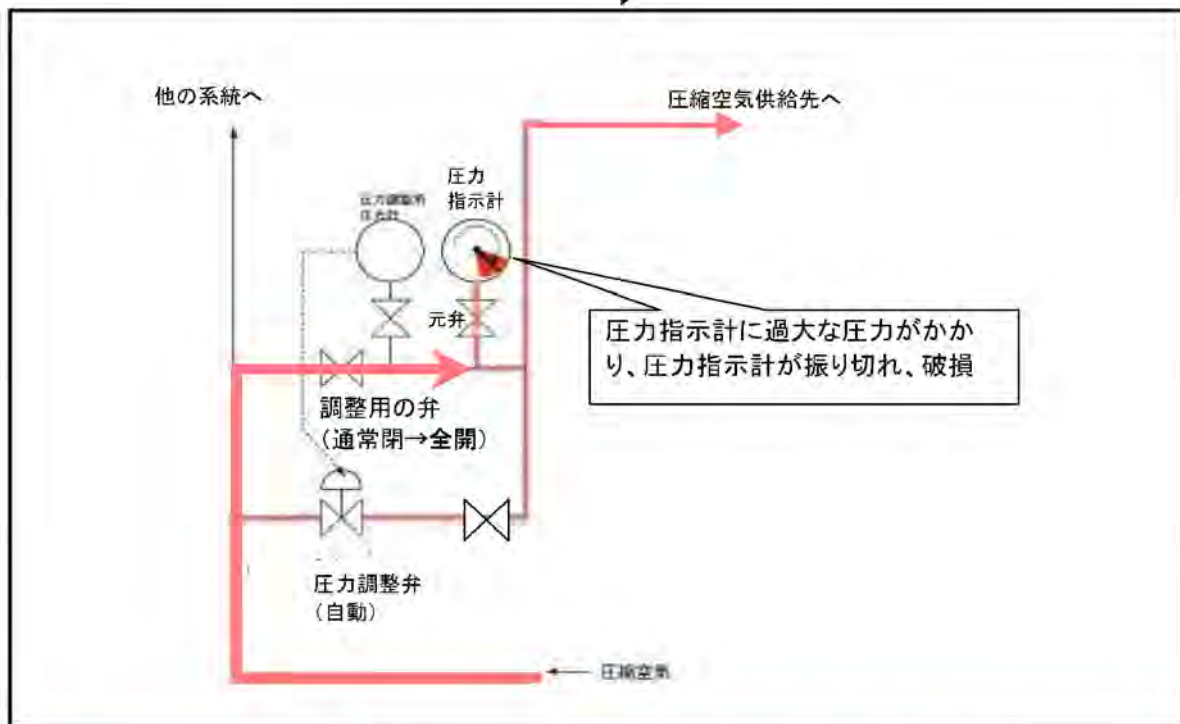
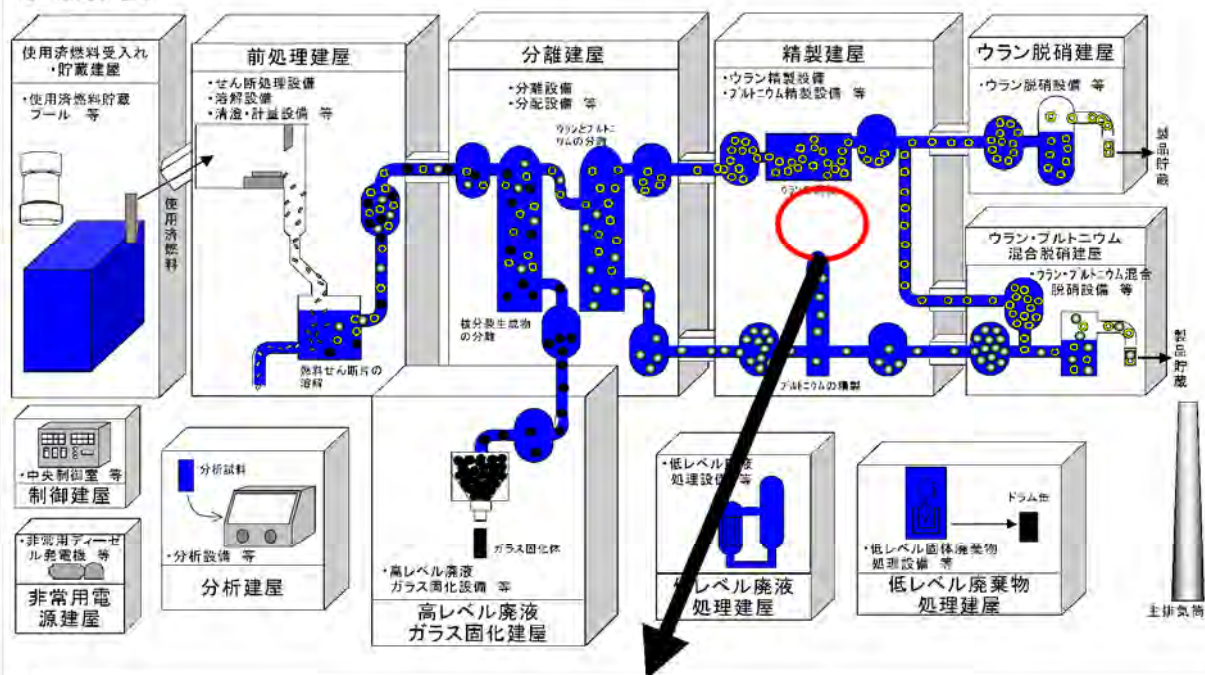
4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別 (g. 破損)

7-06. 一般圧縮空気設備の圧力指示計の破損																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		精製建屋：一般圧縮空気設備															
(2)設備の概要		空気作動弁の駆動源等として使用する圧力の高い空気を供給する設備。															
(3)発生の状況		一般圧縮空気設備の点検中															
(4)概要		一般圧縮空気設備の点検中、圧縮空気の調整用の弁を全開したところ、圧力指示計の元弁を閉めていなかったため、過大な圧力により圧力指示計が破損。 ＊他の建屋も含め同種の機器においても同様の事象の発生が予想される。															
(5)原因		点検時における弁の操作ミス。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する精製建屋換気設備が稼働している室内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質放出等の工場外への影響は生じない。 なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 破損した圧力指示計は隔離するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。なお、当該圧力計の隔離は、本来点検前に実施するものである。															
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 圧力指示計の復旧作業は、定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。															
(4)他工程への影響		他工程への影響は生じない。 破損した圧力指示計は、保守時に必要な計器であり、復旧作業は圧縮空気設備を運転した状態で行えることから、他工程への影響は生じない。															
対応の概要		1.破損した圧力指示計の元弁を閉止する。 2.定められた保修手順に従い破損した圧力指示計を取り外し、予備品と交換する。 3.圧力指示計の指示値が正常であることを確認する。															
公表区分		毎月集約して月 1 回公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

＊：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

故障した部品の交換により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

運転を継続しながら復旧

